

仕 様 書

国立大学法人滋賀医科大学教職員及び大学院生健康診断業務請負 一式

令和6年10月

国立大学法人滋賀医科大学

仕 様 書

1. 請負業務の表示

国立大学法人滋賀医科大学教職員及び大学院生健康診断業務請負 一式
(内訳)

1. 教職員

- 1-1) 定期健康診断 (学内実施：年1回10月～11月、請負者施設実施：随時)
- 1-2) 特定業務従事者健康診断 (学内実施：年2回5月・10月～11月、請負者施設実施：随時)
 - 1-2-1) 深夜業務従事者健康診断
 - 1-2-2) 重量物を扱う業務従事者健康診断
 - 1-2-3) 有害物を扱う業務従事者健康診断
 - 1-2-4) 病原体によって汚染のおそれがある業務従事者健康診断
 - 1-2-5) 有害物のガス、蒸気又は粉塵を発生する場所での業務従事者健康診断 等
- 1-3) 特殊健康診断 (学内実施：年2回5月・10月～11月、請負者施設実施：随時)
 - 1-3-1) 有機溶剤等健康診断
 - 1-3-2) 特定化学物質等健康診断
 - 1-3-3) 電離放射線業務健康診断 等
- 1-4) 行政指導による健康診断 (学内実施：年1回10月～11月、請負者施設実施：随時)
- 1-5) 海外派遣時等健康診断 (随時)
- 1-6) 血液検査 (ウイルス学検査、透析業務従事者検査) (学内実施の健康診断に合わせて実施)

2. 大学院学生 (研究生等含む)

- 2-1) 在学生定期健康診断 (年2回5月・10月～11月に実施)
- 2-2) 新入生(4月入学)健康診断 (年1回5月に実施)
- 2-3) 新入生(10月入学)健康診断 (年1回10月～11月に実施)
- 2-4) 特定業務従事者健康診断 (年2回5月・10月～11月に実施)
- 2-5) 特殊健康診断 (年2回5月・10月～11月に実施)
 - 2-5-1) 有機溶剤等健康診断
 - 2-5-2) 特定化学物質等健康診断
 - 2-5-3) 電離放射線業務健康診断 等
- 2-6) 血液検査 (ウイルス学検査) (学内実施の健康診断に合わせて実施)

2. 契約期間

契約期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間とする。

3. 請負の内容

① 健康診断の実施 (内容については別紙、健康診断検査項目一覧のとおりとする。)

- a. 教職員における健康診断は、国立大学法人滋賀医科大学教職員労働安全衛生管理規程第24条第2項に規定する定期健康診断として、労働安全衛生法第66条第1項及び労働安全衛生規則第44条第1項並びに第45条第1項の規定に基づき実施すること。

大学院生における健康診断は、滋賀医科大学学生健康診断規程に規定する健康診断として、学校保健安全法第13条第1項及び学校保健安全法施行規則第5条第1項並びに第6条第1項の規定に基づき実施すること。

- b. 健康診断の実施に際しては、履行期間内及び定められた受検時間に実施するため、必要な健診車及び検査機器等を配備し、併せて問診を行う医師、採血を行う看護師など必要な人員（名札付帯）を本学職員と相談の上派遣すること。
- c. 各検査に必要な問診票及び尿検査、血液検査の実施に伴う消耗品については、本学の指定する日に必要数量を用意し、個人ごとの封筒に入れ封をして本学の指定する日に納品すること。問診をオンラインで実施する場合は、教職員・大学院生への案内等を本学職員（以下、本学担当者という。）と相談の上行うこと。
- d. 健康診断の実施に際し、検査に必要な器具等については、検査当日に必要な数量を請負者の負担において請負者が用意すること。
- e. 各検査の受付及び受付用具の準備は、請負者が行うこと。
- f. 健康診断会場の設営及び後片づけは請負者が行い、本学担当者の確認を受けること。
- g. 使用済みの器具類の処分・廃棄については、請負者の責任において請負者の負担で行うこと。

② 健康診断結果の記録及び報告

健康診断の結果については以下の方法で健康診断実施後、21日以内に記録の提出及び報告するものとする。

（教職員・大学院生）

- a. 個人宛通知票
個人別に出力し、表から所属・氏名が確認できること。さらに、第三者が見ることができないように厳封した用紙であること。
オンラインでの個人票出力を採用している場合は、本学担当者に事前に相談し、セキュリティを担保したうえで受検者本人のみが閲覧・印刷できる方法を用いて運用すること。
- b. 一覧帳票（1冊）
- c. 電子媒体による報告
本学が事前に提供する受検者の基本データ（米国Microsoft社製Excel（以下、Excelという。）で作成）に、付随する全ての検査結果データを作成すること。
Excel（CSV形式）で読み込みができるデータであること。
また、年度毎に教職員についてのXMLデータを作成し、本学へ提出すること。
- d. 上記報告は、各検査の終了後、速やかに行うこと。なお、緊急を要する所見が確認された場合は、所見確認後直ちに本学保健管理センター医師（以下、本学医師という。）に通知をすること。

③ 健康診断結果データの管理

請負者は以下の機能を有する健康診断結果（定期健康診断・特定業務従事者健康診断・特殊健康診断）のデジタルデータを提供すること。

- a. 健康診断データの経年管理ができること。
- b. Excelデータに加工できること。

- c. 必要に応じて過去の健康診断データの入力・出力を依頼することがあるので、対応できること。
- d. 米国Microsoft社製 Windows11以降のOSで動作が可能なこと。
- e. X線直接撮影、胃検診結果は請負業者が最低5年間保管し、本学の要請があれば、デジタルデータにて提供すること。

4. 実施場所

国立大学法人滋賀医科大学（大津市瀬田月輪町）、請負者施設（受検地は滋賀県または、京都市内）とする。

5. 実施時期

<教職員>

- ① 定期健康診断（学内実施：年1回10月～11月、請負者施設実施：随時）
10月～11月の5～6日間で実施することとし、正式な日時については別途通知する。
定期健康診断の対象者のうち、上記実施期間に受検することができない職員等には、請負者の施設にて健康診断項目を受けることができることとする。
- ② 特定業務従事者健康診断（学内実施：年2回5月・10月～11月、請負者施設実施：随時）
学内実施のうち年度1回目については5月頃に3日間実施、年度2回目については定期健康診断時に実施することとする。正式な日時については別途通知する。
- ③ 特殊健康診断（学内実施：年2回5月・10月～11月、請負者施設実施：随時）
学内実施のうち年度1回目については5月頃に3日間、②と同時期に実施、年度2回目については定期健康診断時に実施することとする。正式な日時については別途通知する。
- ④ 行政指導による健康診断（学内実施：年1回10月～11月、請負者施設実施：随時）
定期健康診断時に行う。
- ⑤ 海外派遣時等健康診断（随時）
外国に6月以上派遣される教職員について、派遣時及び帰国後に行う。
- ⑥ 血液検査（ウイルス学検査、透析業務従事者）（学内実施の健康診断に合わせて実施）

<大学院学生（研究生含む）>

- ① 在学学生定期健康診断（年2回5月・10月～11月に実施）
- ② 新入生(4月入学)健康診断（年1回5月に実施）
- ③ 新入生(10月入学)健康診断（年1回10月～11月に実施）
- ④ 特定業務従事者健康診断（年2回5月・10月～11月に実施）
- ⑤ 特殊健康診断（年2回5月・10月～11月に実施）
- ⑥ 血液検査（ウイルス学検査）（学内実施の健康診断に合わせて実施）

※ 大学院学生 健康診断実施について

5月実施：教職員の特定業務従事者健康診断・特殊健康診断と同時期に実施する。

上記①及び②の健康診断に要するレントゲン車及び心電計について、本学職員の指示により実施期間内の複数の日程で準備するものとする。測定に必要な人員についても同様に派遣するものとする。

10月～11月実施：教職員の定期健康診断と同時期に実施する。

6. その他

- ① 請負者は、本仕様書に基づき常に適切な管理をし、誠実に業務を遂行しなければならない。
- ② 請負者は、業務上知り得た個人情報について、個人情報保護法に基づき一切外部へ漏らさぬよう、管理に当たっては責任を持って保護しなければならない。
- ③ 請負者は、健康診断の検査等の実施にあたり最善の注意を払うものとする。万一、過失等により受検者に損害を与えた場合は、その損害の賠償責任を負うものとする。
- ④ 請負者は、令和5年度の臨床検査精度管理調査において、社団法人全国労働衛生団体連合会により実施されたもので総合評価が90点以上、または、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会により実施されたものでA評価を得ている者、もしくは同会と同等以上の機関で同評価を得ている者でなければならない。
- ⑤ 請負者は、本仕様書に基づき、実施内容、方法及び血液検査等の精度性等について、事前に本学医師又は指定する本学担当者と打ち合わせを行わなければならない。
- ⑥ 大学院生の血液検査（ウイルス学検査）においては、採血業務のみとし、本学が用意する採血管（必要本数分）を用いて検体を本学保健管理センターへ納品するものとする。ただし、本学からの要請で検査業務を含めて実施する場合は、継続的な判定を要するため、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎については本学附属病院と検査請負契約をしている検査業者に委託することとし、契約期間中は検査業者を変えないこととする。
- ⑦ 身長・体重・BMIにおいては、腹囲対象者を特定するため、その場で結果のわかる機器を使用すること。なお、本学の機器を使用する場合には契約単価の半額で実施するものとする。
- ⑧ 血圧においては、本学の機器を使用する場合には契約単価の半額で実施するものとする。
- ⑨ 種々の要因により、契約に含まれる受検項目が本学での健康診断時に受検できない場合は、請負者施設にてその項目のみを追加で受検することとする。また、請負者施設での受検のために受検者本人による予約があった場合は、本学担当者に定期的に報告を行うこととする。
- ⑩ 胃検診受検者については、本学での健康診断時に胃検診以外の項目を受検し、胃検診のみを請負者施設で受検できるものとする。ただし、種々の要因により本学での健康診断時に他の項目を受検できなかった場合は、他の項目も併せて請負者施設で受検できるものとする。
- ⑪ 請負者は、受検対象者が迅速に受検できるよう実施方法について検討し、また、本学担当者に協力しなければならない。
- ⑫ 請負者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の遂行にあたり当然に実施すべきものについては、契約金額の範囲内で実施しなければならない。
- ⑬ 請負者は、健康診断実施後に実施についての問題点、次回健診に向けての変更点等を本学担当者と打合せ、変更事項について対応することとする。
- ⑭ その他本仕様書に明記されていない点及び不明な点については、双方協議の上で実施することとする。